

●香川県告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

東かがわ市南野字宗極乙22、乙26の15、乙26の17、乙26の19から乙26の22まで、乙26の24から乙26の28まで、乙26の30から乙26の32まで、乙26の35、乙26の36、乙26の38、乙26の53、乙26の70から乙26の74まで、五名字梶谷2504の1、2504の2、2504の3・2504の4（以上2筆国有林）、2506の1から2506の3まで、2506の4（国有林）、字南影ノ木屋2507、2509の1、2509の2、2509の5から2509の7まで、字間土2540の1、さぬき市多和兼割89の1、89の5、89の9から89の14まで、高松市塩江町上西甲字上貝ノ股2001の4、塩江町安原上東字南地2577の2、2577の3、字粉谷2677の57、字下所2691、2692の7、2692の15、2692の69、2692の81から2692の86まで、2692の217、2692の242、2692の243、仲多度郡まんのう町川東字葛籠野2175の1、甲2175の13、甲2175の14、2175の23から2175の37まで、2175の39から2175の54まで、2175の61、2175の122、2175の123、2175の125、2175の127、2175の129、2175の132、2175の135、2175の136、2175の138、2175の141、2175の143、2175の144、2175の147、2175の151、2175の153、2175の155、2175の157、2175の158、2175の160、2175の162、2175の168、2175の171、2175の173、2175の176（国有林）、2175の179、2175の181、2175の183、2175の184、2175の186、字ノタント2182の1、2182の2、2183の1、2183の2、2184、2185、2186の1、2186の2、字奥林2311、2313、2327の1から2327の3まで、2327の5、2332の1、2336の1から2336の3まで、2336の7、2336の10、2336の12、2336の13、2336の21、2336の23、中通字橋谷1154の1から1154の9まで、1154の11から1154の53まで、1154の71、1154の86、1154の88から1154の90まで、1154の92、1154の93、1154の126、1154の127、1154の129、1154の131、1154の133、1154の135、1154の137、1154の139、1154の145、1154の148、1154の154、1154の157、1154の159、1154の161、1154の163、1154の166、1154の169、1154の171、1154の174、1154の184、1154の187、1154の189、1154の191、1154の193、1154の195、1154の197、1154の199、1154の201、1154の203、1154の212（国有林）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課、さぬき市建設経済部農林水産課、高松市産業経済部農林水産課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）